

平成 2 8 年度第 1 回関東支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成 2 8 年 7 月 2 5 日 (月) 東日本高速道路(株)関東支社会議室	
委員	堀田昌英 (東京大学大学院教授)、加藤一誠 (慶應義塾大学教授)、 山本康友 (首都大学東京客員教授)、奥野滋 (弁護士) 笠井修 (中央大学法科大学院教授)、石原正貴 (弁護士)	
審議対象期間	平成 2 7 年 1 2 月 1 日～平成 2 8 年 3 月 3 1 日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考)
一般競争入札	1 件	
条件付一般競争入札	1 件	
指名競争入札	1 件	
随意契約	1 件	
調査等	1 件	
業務委託	0 件	
物品・役務	1 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問 (別紙のとおり)	回 答 (別紙のとおり)
	なし。	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容		

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
I. 前回委員会コメントに対する補足説明	
・意見等なし	
II. 入札・契約手続きの運用状況等の報告	
<p>「工事等契約状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格停止等の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格取消・保留の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「一次苦情・一次説明の処理状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし 	
III. 入札審査等の結果報告及び審議	
<p>「工事の入札手続きの事前審査及び入札審査の実施状況」</p> <p>①別添図 1 から定量的に把握できる分析結果は何か。</p> <p>②低入札の状況について、低入札価格帯での競争が増加傾向にあるが、この分析としては入札状況が改善したこと以外に何か考えられるのか。</p>	<p>①この図だけで具体的に言える状況ではないが、今後、他の工種・業種でも同様に行い、それを蓄積してより詳細に分析していきたい。</p> <p>②入札前価格交渉や総合評価落札方式を入れていないものについて、低入札が増えている傾向にある等が考えられる。</p>
IV. 抽出事案の審議	
<p>(1) 一般競争入札方式</p> <p>【東京外環自動車道 松戸地区舗装工事】</p>	
<p>①調査基準価格を下回った場合に行う施工体制確認で不適となっている者がいるが、そうなった要因をどう考えているのか。</p> <p>②調査基準価格を下回った場合に行う施工体制確認で不適となった者のうち 1 社は、工事費内訳の明細書のみが未提出であったため不適とな</p>	<p>①調査基準価格を下回った時点で自動的に 4 点とし、更に技術評価点のうち提案部分についても 4 掛けとするので、書類を提出しても落札できないとの予想をしている等が考えられる。</p> <p>②そのとおりである。</p>

<p>ったのか。</p> <p>③施工体制確認の資料はどの程度の資料を求めているのか。</p>	<p>③施工体制確認は、ダンピング防止や品質確保を目的としていることから、調査基準価格を下回る場合には厳密に施工体制を確認する必要があるため、詳細な資料を求めているところである。</p>
<p>(2) 条件付一般競争入札方式 【長野自動車道 小仁熊橋床版取替工事】</p>	
<p>①除算方式における技術評価点を70点とした経緯（理由）を説明願いたい。</p> <p>②一番高い技術評価を受けた者の価格が契約制限価格を超えてしまう場合はどういった対応をするのか。</p> <p>③競争参加資格要件の審議において各社の工事成績について点数をつけているが、どのように評価して点数をつけているのか。</p> <p>④民間から技術提案を受けているので、これを標準化する仕組みを考えていく必要がある。</p> <p>⑤「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」において、当該工事における技術点の評価方法が詳細に記載されているのか。</p> <p>⑥加算点70点の公正性を確保するためには、示すべき技術があらかじめ明確となっていること、評価方法がガイドラインで示されていて、且つ、絶対評価で評価を行っていることが重要</p>	<p>①当社での除算方式による調達手続きがないことから、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」を参考に設定している。</p> <p>②契約制限価格の設定にあたっては、一番高い技術評価を受けた者の価格を採用している。よって、それより低い価格であれば技術評価が低くても参加は可能であるが、高い場合は落札することはない。</p> <p>③工事の実績を確認するために、各社から提出された書類及びシステムで確認を行うが、粗雑工事等については評価せず点数をつけている。</p> <p>④今後は、民間の技術の標準化を目指して進めていく方針である。</p> <p>⑤ガイドラインには主旨で記載されている。</p> <p>⑥ガイドラインでは、数値等を絶対値で評価する手法や、内容的に優れている等の相対的な評価の手法など、いろいろな評価手法の具体例が示されている。今回は、提案された内容を優・</p>

<p>と考えるが、その運用状況を説明願いたい。</p>	<p>良上・良・良下・可・評価無・不採用の7段階で評価する方法を採用した。</p>
<p>(3) 指名競争入札方式 (拡大型) 【関越自動車道 寄居スマート IC 管理施設新築工事】</p>	
<p>①本事案は入札前価格交渉方式を採用しているが、1回目、2回目は不調となり再度入札を行っている。見積書の金額との関係を説明願いたい。</p>	<p>①契約制限価格の基礎として採用した見積書（最低価格）を提出した業者が、書類不備により入札に参加できなかったため、1回目と2回目の入札は不調となった。</p>
<p>(4) 随意契約方式 【東北自動車道 宇都宮管理事務所管内のり面災害応急復旧工事】</p>	
<p>①9月の連休前までに応急復旧を行う目標であったとのことだが、工期を延長している。ペナルティはないのか。</p> <p>②本事案のような緊急工事の契約制限価格はどのように設定しているのか。</p> <p>③緊急工事の場合は、工事の完了間際に契約することとなるのか。</p> <p>④工期延長した際に設計変更は行わなかったのか。</p> <p>⑤災害応急復旧工事の依頼通知の中で、「契約条項は工事請負契約書のとおり」とあるが、この契約書には金額は記載されていないのか。</p>	<p>①本事案は、緊急調達に該当する事案であることから、同一事務所管内で同一工種の工事を履行中であった業者と随意契約を締結したものであり、履行中の工事の工期にあわせて本事案の工期を延長したものである。なお、応急復旧工事は予定どおり9月の連休前に終了している。</p> <p>②災害応急復旧工事は、工事を実施しその実態を反映して積算を行う。</p> <p>③工事を進めながら契約の条件が決まってくるので、工事を振り返っての契約となることも災害復旧方式の特徴である。</p> <p>④災害応急復旧工事は、工事を実施しその実態を反映した金額で契約することとなるので、設計変更は行っていない。</p> <p>⑤金額の記載はない。</p>
<p>(5) 調査等 【高速道路整備が地域に与える効果に関する調査・研究】</p>	

<p>①本事案はNEXCO東日本から提案したものなのか。</p> <p>②高速道路整備の効果を「地価」という特定の要因で分析するということだが、「地価」は多様なファクターが影響するものであり、それらを評価することまで考えたうえでの発注なのか。</p> <p>③過去の例では、スマートICでも「地価」にプラスの影響を与えている。調査結果を詳細に確認すべきである。</p> <p>④本事案は政策研究大学院大学以外に競争相手の候補はいなかったのか。</p>	<p>①当社から申し込んだものである。</p> <p>②当社においても、高速道路の整備が「地価」に影響を与えているものと考えていることから、詳細に分析を行うため申しこんだものである。</p> <p>③承知した。</p> <p>④地域政策・まちづくりに関する専門的な研究に精通する業者として同大学を選定しており、他の候補はなかったと考えている。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(6) 物品・役務

【東京湾アクアライン 東京湾アクアトンネル受電所における電気需給】

<p>①応札者は、公開されている情報から契約制限価格を推計することは可能か。</p>	<p>①電気を供給する際の電気料金等が定められている「電気供給約款」は電力会社のHPで閲覧することができるので、どの者でも契約制限価格を推計することが可能と考えられる。</p>
--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

Ⅲ. 審議結果の報告

<p>①入札審査等の結果報告について、今回、「平成27年度の分析対象工事の入札率（舗装/競争入札」等、新たな分析・モニタリングが行われているが、このような分析は是非今後も継続して行っていただきたい。</p> <p>②抽出事案1は、調査基準価格を下回った際の施工体制確認資料の未提出により「不適」となった者が出た事案であるが、本事案に限らずこういう形での辞退という事象は特定の工種において系統的にみられるため、今後も継続して注視していただきたい。</p> <p>③総合評価落札方式（技術提案評価型）は、技</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

術提案を求めて民間の技術を生かす制度で、評価項目を一義的に決めることが難しいが、今後も、評価の公正性が確保されるよう検討していただきたい。

また、提案があった技術を、以後の仕様に活用していくことも重要である。

④総合評価落札方式（技術提案評価型）においては、技術評価点が最高の者を基準として契約制限価格を決めることとなるが、それに付随して調査基準価格も決定されるとすれば一定の技術を有する者も調査基準価格を下回ってしまう可能性が生じるので、留意が必要である。

⑤随意契約における業者の特定理由及び契約金額の妥当性は、我々が理解できるようなかたちで説明をお願いしたい。